

事業承継・相続対策のプロフェッショナルに聞く

資産家にとって「相続」は プロジェクト 必ず成功させるべき最終章事業である。

先祖代々受け継いできた資産、一代で築き上げた“成功の証”ともいえる資産、いつの日か、そのすべてを誰かに引き継ぐ時がやってきます。人生が永遠でない限り、「相続」は誰も避けて通ることはできません。「いつか」と思っていたことが「突然」起きないとは限りません。「相続」は出来るだけ先であって欲しいと思うのがご家族全員の想いではありますが、いざ“その時”が来ても円満な「相続」が実現できるか、これは“持てる者”だけが持つ深いお悩みでもあるのです。

それでは、ご家族全員が満足できる「円満な相続」とは、どんな相続なのでしょう。

今回は、税理士法人として、事業承継と相続対策の専門チームを立ち上げ、すでに多くの実績をもつコンパッソ税理士法人の代表である白井輝次先生と事業承継についてのコンサルティングを数多く手がけられてきた管理本部課長の大島涼児先生に「相続の現場」について、リアルプラン営業本部の営業一部長 竹内哲司がうかがいます。

スムーズな「相続」は
家族とのコミュニケーションから

竹内 まず、ずばりお聞きします。

私もリアルプランは、不動産仲介の現場から個人資産家の方々のご相続をお手伝いすることも多いのです。そんな中、相続で「揉める」とか「争う」、いわゆる「争族（相続）」になってしまうケースが、どうしてもあるものなのです

が、先生たちが関わられたご相続で、これまで円満相続だったというような例があれば、なぜ上手くいったか教えていただけますか？

白井 『誰から見ても恥ずかしくない円満相続』というのは、あまり多くはないのですが（笑）。やはりご相続を円満に迎えられる方の共通点としては、生前からご本人つまり被相続人様やご家族が、きちんと相続に関する方針を持っておられるということですね。

方針があれば、ご本人が元気なうちからその準備ができますし、例えば資産を継いでゆくということに対して、哲学というと大きですがきちんとしたお考えをお持ちの方なら、継ぐ立場となるお子様にその哲学も継いでゆけるように、日頃からコミュニケーションが取れている場合が多いですね。上手くいくかどうかの境目は生前の親の教育次第、と言ってしまえば身も蓋もないのですが。お子様方が小さ





Profile

白井 輝次 (しらい・てるじ)

1948年、群馬県出身。1970年法政大学経営学部卒業。税理士・医業経営コンサルタント。1973年竹平会計勤務。1978年白井会計設立。1990年(株)東京パートナー会計事務所合同設立。2004年コンパソ税理士法人設立。2006年同法人の代表社員就任、現在に至る。
 主要著作「だれでもわかる企業承継の実務」「非公開会社の法務」各第一法規出版刊など。全国中小企業団体中央会委員。東京都社会的事業承継システム研究会委員。事業承継対策・相続対策・自社株対策などに精通。非公開会社法研究会員。法政大学臨時講師(税理士会寄附講座)。

い頃から継ぐということをきちんと話し、さらに大人になってからも折に触れて『自分が亡くなった後でも、恥ずかしくないように』と確認するという方もいらっしゃいました。私のクライアントにもそういった方がいらっしゃいますが、とても立派なお考えだと思います。

大島 私が企業の事業承継についてのコンサルティングをする際には、『不動産や自社株式の共有はなるべく避けるようにしてください』と申し上げています。相続後のことを考えると、多くの場合共有は揉める原因になりますね。事業承継の場合は株式を複数の相続人が分散して持っている経営者としてはとても大変ですので、後継者に集中させるような仕組みにしておくのはいけない。事業を誰が継ぐのか決まっているのなら、生前にきちんと整理しておくようにアドバイスさせていただいています。

竹内 共有になっている不動産の場合ですと、売却をする時だけでなく、建物の改修など何かあるたびに共有者全ての方の合意が必要になるので、どうしても揉める原因になりやすいですね。下手をすると共有の不動産は『売りに売れない、使うに使えない』ということもあります。もちろん私もそれを調整するのも仕事のうちなのですが、共有者の方々の

意志の統一をはかるといっても、例えば地方においでの方がいらっしゃるとか、共有者の方にもご相続が起こっていて、あまり面識のない親戚が共有者になっているなど、時間が経つほど状況が解決しにくくなる傾向にありますね。

白井 私が会計事務所の業務をしていくなかで、事業経営者の方個人の「相続対策」についてご相談を受けるケースが多くなってきたのですが、そういった方のご相談をお受けするごとに、これは日々の業務の片手間でやるのではなく、相続や事業承継について専門的に取り組む必要があると感じたんですね。それで専任チームを立ち上げました。今は専門的なノウハウを多く持っている専任のスタッフが365日体制で取り組んでいます。「相続」「事業承継」への取り組みは、会計・税務のプロである我々でさえ、そうしなければならぬ大きな「事業」なんですよ。

相続対策を相続税対策としないという基本

竹内 先ほど、「相続の方針」というお話ができましたが、先生たちの相続に対する方針あるいはお考えはどんなことでしょうか？

白井 私は多くの資産家の財産管理をお手伝いしているうちに、資産に対する考えが少し変わってきたかもしれません。極端なことをいえば、あまり子孫に資産を残し過ぎるということ。親世代が必要以上の財産を残した結果、息子や娘はその管理に追われるだけで自分の人生が楽しめない、という哀しいケースもあります。とはいえ、やはり大切なご家族に喜んで財産を受け取ってもらいたいと思うのは当然のことですから、遺言や生前贈与なども利用して、お元氣なうちにできる限りの準備はしておいて頂きたいと考えています。遺言を残しておけば絶対に安心だ、とお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、遺言は万全というわけではありません。ご存知かとも思いますが遺産分割に際しては「法定遺留分」というものがあり、例えば遺言書に、仮に全財産を長男のみに譲ると書いてとしても、奥様や他のお子様不満を感じられた場合は、その通りにはならないどころか、裁判沙汰にまでなりかねません。ご家族の間で一度生じてしまった不満は、長い時間をかけて法律上ではなんとか解決しても、そのダメージはその後のご家族皆さんが背負わなければならない精神的な負債にもなってしまうでしょう。

Profile

大島 涼児 (おおしま・りょうじ)

1974年、千葉県出身。1998年青山学院大学経営工学科卒業後、TKC東京パートナー会計事務所(現コンパソ税理士法人)に入社。2005年、株式会社コンパソ財産コンサルティング代表取締役就任。相続、事業承継のエキスパートとして数多くのコンサルティングを手がける。





Profile

竹内 哲司 (たけうち てつじ)

三井不動産販売株式会社
リアルプラン営業本部 営業一部部長

私どものクライアントには、遺産分割を考える際には、出来る限り法定相続分に近づけた平等感のある方法を取りましょう、とアドバイスをすることが多いです。実際に相続が起こりご家族の間で争いごとになる前に、私たちのような第三者のプロに相談してくれることが、一番の理想なのですが。

大島 そうですね。相続に関するお手伝いをしていると、どうしても家族のプライベートな部分にまで踏み込まざるを得ないことがあるものです。私どももご親族それぞれの間に挟まって調整をさせていただくケースがあります。できる限り円満に手続きが済むようお手伝いをするわけです。既に争いごとが表面化した後にご相談を承った場合、このもつれた糸をほぐす作業は、私どもにとっても大変なのですが、ご家族の皆様にとっては、さらに精神的にも辛い作業になるようです。

竹内 せっかく財産があるのにそれが活かされず、争いのもとになるのは哀しいことですね。

大島 それと、生前にできる相続対策という節税対策に目が行く方も多いかと思いますが、相続に備えるにあたっては、本当は納税を考えることが一番大切です。まず遺産を受け取った方々皆さんがきちんと相続税が納税できること、それから初めて節税を考えるべきです。まず節税ありきで考えると失敗してしまう例が多いのが現状です。相続対策と相続税対策は違います。まず、争いを起こさないような遺産分割ができ、それぞれが納税できること。余裕があれば節税する。これが私の考え方ですと申し上げています。

いないといけませんね。節税ばかり目的にしたり、極端な配分にしたりしては問題の種だといえますね。それも生前に方針をもって準備すべきということでしょうか。

白井 そうですね。大切なのはその考え方や方針をきちんとご家族に伝えることでしょうか。それが日頃からのコミュニケーションに繋がります。お互いに何を考えているかわからない状態がいちばん困る。相続となったとたん、遺言で初めてお父さんの気持ちを知ったり、兄弟の本音が出たり。それがいろいろな問題を生むこともあります。

相続や承継はひとつとして同じ答えはありません。相続対策の基本的な方法としては、「分割」「資産移転」「相続税評価額の圧縮」などがあげられますが、これらをどのように組み合わせるかは、まさに10人いれば10通りの方法があるわけです。

シンプルな例で考えると、両親と同居した長男が家を継いで財産を承継し、家を継ぐために必要な財産以外の預貯金などを他の兄弟で均等に相続するという場合などは、各々が引き継ぐ財産が均等に近ければ近いほどスムーズだといえます。なので、このような場合でご長男から相談を受けたら、できるだけ均等に近づけるように努力しましょうと申し上げます。

普段からご家族間の仲が良く、平等な遺産分割の場合は、相続にかかる費用も書類上の手続きに必要な程度で済んでしまう場合もあります。揉めて裁判なんてことになったら、裁判費用なんか馬鹿になりませんし、第一外聞だって悪いですからね。

大島 事業承継を考える場合には、事業承継者には株式を、他の相続人には収益物件などを相続させるという方法を取ることが多いです。その場合でもやはり、なるべく遺産を引き継ぐ方々の間で不公平感がないようにすべきだと思います。

また、地主さんなどの土地資産家の方にとっても、“家”を継いでいくことはとても苦勞の多いことですから、どうしても継がれる方に偏った遺産分割を考える方もおられるのですが、家を継がないご家族へは、土地ではなく生命保険など現金化できるものなどで手当てしておくのもいいと思います。

何度も申し上げますが、極端な差がでることは、理由の如何を問わず問題を起こす元になるものです。できればお元氣なうちから、家族間の不公平感を生まないように誰にどう継がせるかをシミュレーションしておけると理想的ですね。

白井 それと、税制や経済環境は日々変わり

賢い相続のための5つの知恵

①

早くからの相続プランを立て、定期的に見直しを

②

遺言を利用するときでも、なるべく公平に

③

保険や不動産などを利用する手もある

④

相続税対策より納税対策

⑤

家庭が円満であることが基本

生前にできること、しておくべきこと。

竹内 やはり、資産に対する考え方を



ますから、それを考慮して、一度立てたプランを時々見直すということも実は大きなポイントです。

竹内 そうですね、不動産はその時に応じて価格が変わりますから、不動産を多く所有されている方は特に気をつけていただきたいと思います。私もリアルプランでも、定期的にご所有不動産の最新の資産価値を診断するサービスを行っていますので、是非活用していただきたいと思います。

近年新しく制定された税制としては「相続時精算課税制度」があるかと思いますが、この制度はいかがでしょうか？ リアルプランにご相談にみえるお客様の中にも、この制度を使ってお子様世代に生前贈与をされる方が増えています。

大島 相続時精算課税制度は、最高で3,500万円と大きな特別控除（※）があるので、例えば、お子様世代がご自宅をご購入する際の資金などに利用しやすいといえます。また、賃料が得られるような賃貸用の不動産を生前贈与することで、生前からお子様世代への経済的支援をすることもできます。お子様やお孫様の喜ぶ顔が、生きているうちに見られますし、お子様世代にとっても親御さんの“想い”を目に見える形で受け取ることができますからね。

竹内 この税制を利用することをきっかけに、相続についてご家族で話合うこともできますね。

（※）通常の特別控除額は2,500万円。「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用が可能な場合のみ3,500万円となります。「住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度の特例」の適用期限は平成21年12月31日までの期間に限られます。

円満相続のための知恵 そして最終プロジェクトへ

竹内 お二人のお話を伺うにつけ、相続というのは十人十色どころか100人100色だということがますます実感できますが、それだけに第三者であるプロフェッショナルの方の必要性を痛感します。

長年の経験から得た、これだけは絶対という相続のための知恵を教えてください。

白井 第一に、できるだけ隠し事なくご相談ください、ということでしょうか。

先代、先々代といった長いお付き合いのクライアントの場合、折りに触れ必要なアドバイスをさせていただいていますが、日頃からきちんと財産管理に携わっていないとダメですから、亡くなった後に問題が出てこないように、祈るような気持ちの場合もありますよ。これは私たちの姿勢の問題ですね。

それから、知恵というか、相続や事業承継の仕事に携わる者としてのお願という気持ちで申し上げますと、一つには「早くからの相続プランを立てる」ということ。二つ目は「遺言を利用するときはなるべく公平に」。これもできるだけお元気うちに用意して、さらに見直しもお忘れなく。三つ目は「保険や不動産などを利用する手もある」。ただしこれらの方法はご家族で仲が良いという前提です。結局のところ、家庭が円満であることが基本なんです。

大島 私は、相続とはひとつの大きな事業（プロジェクト）と考えていただきたいと思います。計画から、経過、実行に移すまできちんとプランをたてる。

そこに「遺言」「不動産」「保険」などが関わってきますが、つねに見直しが必要で、さらにコミュニケーションが重要になる。また、先ほども申し上げましたが、「相続税対策より納税対策!」というスローガン（笑）も入れましょう。資産家や事業家の方にとって、最終章の事業として捉えていただくことでやるべきことが見えてくると思うのです。

白井 そうですね。最近では「相続式」というセレモニーをホテルで執り行うという方もいらっしゃいます。生前贈与というかたちで、きちんとご家族や関係者に披露するわけです。そういうことが出来る方は、やはり人生観や生き方に確固たるものをもっているからこそですね。こういう方のお話を伺うとやはり、一番重要なのは人間性なのかな、と感じます。だから、親子でも兄弟姉妹でもお互いを良く知り、最後は自己主張より、譲り合う精神。これができれば、すべて上手くいきます。

竹内 確かに人の心に関わるからこそ難しいですね。そこに配慮しながら最良のプランを見つけるというのがプロのテクニクなのですね。貴重なお話をお聞きすることで、円満に相続を迎えるためのヒントが見えてきました。ありがとうございました。

白井先生を講師にお招きしたリアルプランセミナーを開催します

来る10月31日（土）、今回お話を伺った白井輝次先生をお招きし、リアルプランセミナーを開催いたします。ご興味のある方は是非ご参加ください。セミナーの詳しい内容やお申込方法については、本誌裏表紙のリアルプランセミナーのご案内をご覧ください。